

平成27年10月16日

第8回倉吉市議会臨時会議案

倉吉市

報 告

平成27年10月第8回倉吉市議会臨時会に、地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

平成27年10月16日

倉吉市議会議長 高田 周儀

記

市 長	石 田 耕太郎	水 道 局 長	池 田 弘 之
副 市 長	山 崎 昌 徳	監査委員事務局 長兼選挙管理委 員会事務局長	和 泉 博 伸
教 育 長	福 井 伸一郎	農 業 委 員 会 事 務 局 長	藤 原 勝 則
総 務 部 長	矢 吹 房 生	教 育 委 員 会 事 務 局 長	向 井 正
企画振興部長	岩 本 善 文	総務部総務課長	向 井 一 博
福祉保健部長	涌 嶋 祐 二		
産業環境部長	田 中 規 靖		
建 設 部 長	石 賀 祐 二		

目 次

報告第 5 号	議会の委任による専決処分について（議会の議員その他非常勤の職員の公務 災害補償等に関する条例の一部改正について）……………	1
報告第 6 号	議会の委任による専決処分について（倉吉市消防団員等公務災害補償条例の 一部改正について）……………	5
議案第 7 6 号	平成 2 7 年度倉吉市一般会計補正予算（第 5 号）—————	別冊
議案第 7 7 号	平成 2 7 年度倉吉市水道事業会計補正予算（第 1 号）—————	別冊
議案第 7 8 号	損害賠償の額の決定について……………	9

報告第5号

議会の委任による専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同法同条第2項の規定により、これを本市議会に報告する。

平成27年10月16日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

専決第6号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、次のとおり専決処分する。

平成27年9月30日

倉吉市長 石田 耕太郎

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年倉吉市条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後		改正前	
<p>附 則</p> <p>（他の法令による給付との調整）</p> <p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第13条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>		<p>附 則</p> <p>（他の法令による給付との調整）</p> <p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第13条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額）を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>	
傷病補償年金	略 障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88	傷病補償年金 略 障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について <u>国家公務員等共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）</u> の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）
障害補償年金	略 障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88	障害補償年金 略 障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）
遺族補償年金	略 遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金	0.88	遺族補償年金 略 遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について <u>国家公務員等共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法</u> の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金

	が支給される場合を除く。)又は国民年金法の規定による寡婦年金								
<p>2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。</p>	<p>2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の右欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の左欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。</p>								
<table border="1"> <tr><td>略</td><td></td></tr> <tr><td>障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金が支給される場合を除く。）</td><td>0.88</td></tr> </table>	略		障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88	<table border="1"> <tr><td>略</td><td></td></tr> <tr><td>障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）</td><td>0.88</td></tr> </table>	略		障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88
略									
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88								
略									
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88								

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定の適用については、当分の間、同条第1項の表傷病補償年金の項中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第4条第3号に規定する改正前国共済法若しくは同条第6号に規定する改正前地共済法の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）又は障害厚生年金」と、同表障害補償年金の項中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について障害共済年金又は障害厚生年金」と、同表遺族補償年金の項中「死亡について遺族厚生年金」とあるのは「死亡について被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第4条第3号に規定する改正前国共済法若しくは同条第6号に規定する改正前地共済法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金」と、同条第2項の表中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について障害共済年金又は障害厚生年金」とする。
- 3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第41条第1項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者又は同法附則第65条第1項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者に係るこの条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定の適用については、同条第1項の表傷病補償年金の項及び障害補償年金の項中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは同法附則第65条第1項の規定による障害共済年金」と、同表遺族補償年金の項中「死亡について遺族厚生年金」とあるのは「死亡について遺族厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは同法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金」とする。

報告第6号

議会の委任による専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同法同条第2項の規定により、これを本市議会に報告する。

平成27年10月16日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

専決第7号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、倉吉市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、次のとおり専決処分する。

平成27年9月30日

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

倉吉市消防団員等公務災害補償条例（昭和43年倉吉市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前		
<p>附 則</p> <p>（他の法律による給付との調整）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合（前項に規定する場合を除く。）には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。</p>		<p>附 則</p> <p>（他の法律による給付との調整）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合（前項に規定する場合を除く。）には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。</p>		
傷病補償年金	<p>略</p> <p>国民年金法の規定による障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害により<u>障害厚生年金</u>が支給される場合を除く。）</p>	0.88	<p>傷病補償年金</p> <p>略</p> <p>国民年金法の規定による障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害により<u>国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）</u>、<u>地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）</u>、<u>私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）</u>又は<u>厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この条において「<u>国家公務員共済組合法等</u>」）という。）の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。）</u></p>	0.88

障害補償年金	略	0.88
	国民年金法の規定による障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害により <u>障害厚生年金</u> が支給される場合を除く。）	
遺族補償年金	略	0.88
	国民年金法の規定による遺族基礎年金（当該損害補償の事由となった死亡により <u>遺族厚生年金</u> が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金	

3～7 略

障害補償年金	略	0.88
	国民年金法の規定による障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害により <u>国家公務員共済組合法等の規定による障害共済年金</u> が支給される場合を除く。）	
遺族補償年金	略	0.88
	国民年金法の規定による遺族基礎年金（当該損害補償の事由となった死亡により <u>国家公務員共済組合法等の規定による遺族共済年金</u> が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金	

3～7 略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の倉吉市消防団員等公務災害補償条例附則第7条の規定の適用については、当分の間、同条第2項の表傷病補償年金の項中「障害により障害厚生年金」とあるのは「障害により被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第4条第3号に規定する改正前国共済法、同条第6号に規定する改正前地共済法、同条第9号に規定する改正前私学共済法若しくは厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）又は障害厚生年金」と、同表障害補償年金の項中「障害により障害厚生年金」とあるのは「障害により障害共済年金又は障害厚生年金」と、同表遺族補償年金の項中「死亡により遺族厚生年金」とあるのは「死亡により被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第4条第3号に規定する改正前国共済法、同条第6号に規定する改正前地共済法、同条第9号に規定する改正前私学共済法若しくは厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金」とする。

3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第41条第1項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者又は同法附則第65条第1項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者に係るこの条例による改正後の倉吉市消防団員等公務災害補償条例附則第7条の規定の適用については、同条第2項の表傷病補償年金の項及び障害補償年金の項中「障害により障害厚生年金」とあるのは「障害により障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは同法附則第65条第1項の規定による障害共済年金」と、同表遺族補償年金の項中「死亡により遺族厚生年金」とあるのは「死亡により遺族厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは同法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金」とする。

議案第78号

損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定することについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第2項及び倉吉市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年倉吉市条例第43号）第6条の規定により適用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成27年10月16日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

- 1 損害賠償額 970,000円
- 2 相手方 県外 個人
- 3 事件の内容
 - (1) 裁判所 鳥取地方裁判所倉吉支部
 - (2) 事件名 平成26年（ワ）第15号 損害賠償等請求事件
 - (3) 事件の内容 倉吉市は、昭和53年から米田町配水池の建設及び施設管理を行うため、相手方所有の土地の一部を無断で使用していた。このことについて、相手方は損害賠償等請求を平成25年9月17日名古屋地方裁判所へ提訴した。その後、平成26年2月28日鳥取地方裁判所倉吉支部に移送された。
- 4 処理方法 裁判所による和解